

## 第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs  
ロゴ

### 施策42

#### 基本方針4 協働と共創のまちづくり

##### 政策1 尊重し合い協働するまち

###### 施策① 人権尊重の推進

###### ■施策の方針

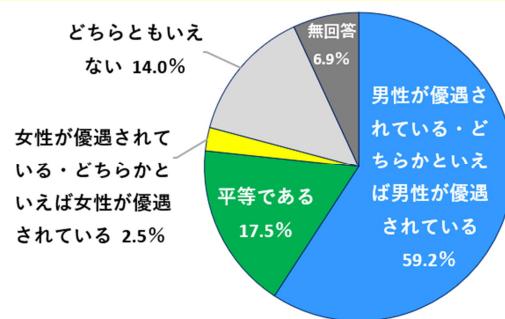
人権教育・啓発の推進により、差別や偏見を排除し、生命と尊厳を守りお互いがお互いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます。また、性別や年齢、国籍にかかわらず全ての市民が活躍できる社会の実現に向けた取組みを推進します。

###### ■現状と課題

- ・情報化の急速な進展や個人の価値観、生き方の多様化に伴い、人権に関する問題は多岐にわたり、複雑化しています。令和7年に策定した「第3期十日町市人権教育・啓発推進計画」の基礎資料となる市民意識調査では、こども、女性、障がいのある方の人権に加えて、インターネット上での人権侵害や性的少数者の差別に関心が高まっています。市では、インターネットのモニタリングにより発見された悪質な書き込みや動画などの削除要請を法務局へ行っています。また、LGBT講演会や人権映画上映、新潟県パートナーシップ制度への協力など取組みを広げています。誰もが個人として尊重され、安心して生活できる社会の実現に向けて、より一層の人権教育・啓発を推進することが必要です。
- ・少子高齢化の進行や人口減少など、社会情勢が急速に変化する中、全ての人たちがいきいきと自分らしく暮らせる社会の実現がより一層求められています。年齢や性別に関係なく、市民誰もが多様な生き方を選択でき、能力を十分に発揮できる社会を構築することが必要です。
- ・「こどもまんなか社会」※の実現には、こどもの意見をくみ取ることが重要ですが、これまで意見を表明する機会がなかったことが課題となっています。すべてのこどもが健やかに成長できるよう、こどもの権利を社会全体で擁護し、その意見を反映できる仕組みづくりが必要です。  
※こどもまんなか社会：こどもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
- ・「十日町市男女共同参画基本計画」に基づき、市の審議会委員や地域団体の役員など、政策・方針決定の場への女性参画を促進してきましたが、まだ十分とは言えない状況です。市民アンケートの結果では、未だにジェンダーバイアス※があることから、引き続き、男女平等やジェンダー平等※に向けた啓発活動等の取組が必要です。  
※ジェンダーバイアス：性別に基づく偏見や固定観念のこと、ジェンダー平等：生物学的な性別だけでなく、社会的に形成された性別（ジェンダー）の役割分担や固定観念をなくすこと



性のあり方と多様性について学ぶ講演会



社会全体における男女の地位の平等感

(R4年実施「男女共同参画に関する市民意識調査」抜粋)

## ■施策の展開

### 1. 人権教育の推進

- ① 様々な人権問題の解決を図るため、家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる場で、正しい知識の習得と共通理解の醸成を目的とした人権教育・啓発を、継続的かつ長期的に推進します。

### 2. 広報・啓発の充実

- ① あらゆる場を通じた研修や講座などの人権教育に関する学習機会を、市報やホームページ、SNS、チラシ配布などを通じて、より多くの市民に情報が届くよう啓発活動の充実を図ります。
- ② 国が掲げる「こどもまんなか社会」※の実現に向けて、広報紙をはじめ各種媒体により、こどもの権利擁護の必要性を市民に周知・啓発します。

【主要事業】人権教育・啓発推進に関する講演会や映画上映などの開催、広報紙等の配布、いじめ防止対策事業

### 3. 意見表明できる仕組みづくり

- ① こどもの基本的権利の一つ「意見表明権」をかなえ、その意見を尊重するため、こども意向調査（アンケート）やワークショップなどを実施し、こどもの意見を施策に反映できる仕組みを整えます。

【主要事業】こどもへの意向調査、ワークショップの開催

### 4. 誰もが活躍できる社会の推進

- ① 年齢や性別を問わず活躍できる社会の構築を目指し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。
- ② 性別による役割分担意識や偏見を解消するため、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

【主要事業】新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度登録促進、男女共同参画推進事業

## ■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
各種啓発活動（団体との共催含む）	4回	6回
審議会などの女性委員の割合	27.6%	40%

## 第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs  
ロゴ

### 施策43

#### 基本方針4 協働と共創のまちづくり

##### 政策1 尊重し合い協働するまち

###### 施策② 地域自治の充実・集落対策の推進

###### ■施策の方針

公共を支えるパートナーである地域自治組織と連携し、多様化する地域課題の解決に取り組むとともに、将来を見据えた持続可能な地域自治を推進します。

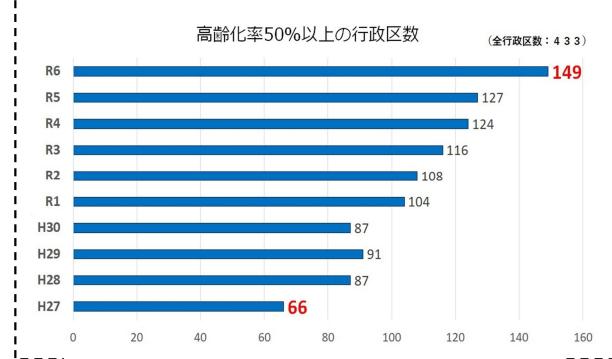
また、「地域おこし協力隊」や「地域支援員」を配置し、集落機能の維持・活性化を図ります。

###### ■現状と課題

- ・急激な人口減少や少子高齢化の進行により、一部の集落では、道普請や行事が実施できないなど、集落活動が困難な状況となっています。今後も地域自治組織と連携しながら、各地域の課題解決に取り組む必要があります。
- ・地域自治組織が行う取組みを後押しするため、地域自治推進事業交付金等による支援や、地域おこし協力隊、地域支援員による人的支援を行い、特色ある地域づくりを進めています。今後も地域の実情に応じて、地域自治組織などが行う移住者を呼び込む体制づくりや、集落維持のための活動、地域コミュニティの拠点づくりなどを支援し、地域活性化を図る必要があります。
- ・高齢化集落の存続や集落機能を維持するため、都市部の意欲ある人材を「地域おこし協力隊」として積極的に配置しています。これにより、新たな活力が生まれるとともに、退任後も隊員が地域に定住し、人が人を呼ぶ好循環に繋がっている地域が多くあります。この流れを市内全体に広げる必要があります。
- ・集落点検や話し合いなど、地域の調整役として「地域支援員」を配置し、地域の維持・活性化に向けた取組や高齢化集落対策を支援しています。引き続き、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、地域支援員を配置し、買い物や通院の移動支援などの課題解決に取り組む必要があります。



各地区で活動する地域おこし協力隊



高齢化集落の推移

## ■施策の展開

### 1. 地域自治組織との連携・協働

- ① 地域自治組織に対して、引き続き地域自治推進事業交付金を交付するとともに、地域支援員を配置し、各地域の特性に応じた地域自治を推進します。
- ② 多様化する地域課題に柔軟に対応するため、集落安心づくり事業やパワーアップ事業など、地域自治組織への支援制度の拡充や集落間で協力し合う連携体制の構築を図ります。
- ③ 地域自治組織と連携し、「地区公民館」の「市民センター」化を推進するとともに、地域自治組織の活動拠点となる施設について、必要な整備・改修を進めます。

**【主要事業】** 地域自治推進事業交付金（集落安心づくり事業、自治協働事業、パワーアップ事業）、地域自治組織活動支援交付金、地域支援員の配置、地区公民館の市民センター化、コミュニティセンターの整備・改修

### 2. 地域コミュニティ活動の活性化

- ① 住民主体のまちづくりを図るため、地域行事・自主防災・地域文化の保全や継承など、地域活動を支援します。
- ② 各地区のコミュニティの活動拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。

**【主要事業】** 自治総合センターコミュニティ助成事業、十日町市地域集会施設建設費等助成事業

### 3. 多様な人材の活躍による集落対策の推進

- ① 高齢化集落の活動を支援するため、地域おこし協力隊を積極的に配置するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。
- ② 専門的な知識・機能を有するミッション型地域おこし協力隊を配置し、多様化する地域課題の解決を図ります。
- ③ 集落活動が困難な高齢化集落を支援するため、地域支援員を積極的に配置します。

**【主要事業】** 地域おこし協力隊の配置（地域密着型・ミッション型）、地域支援員（高齢化対策）の配置

## ■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域おこし協力隊の退任後定住率	73.0%	74.0%
地域自治組織活動支援交付金の原資となるとおかまち応援寄附金の寄附金額	9,716千円	14,000千円

## 第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs  
ロゴ

### 施策 44

#### 基本方針4 協働と共創のまちづくり

##### 政策1 尊重し合い協働するまち

###### 施策③ 市民活動の推進

###### ■施策の方針

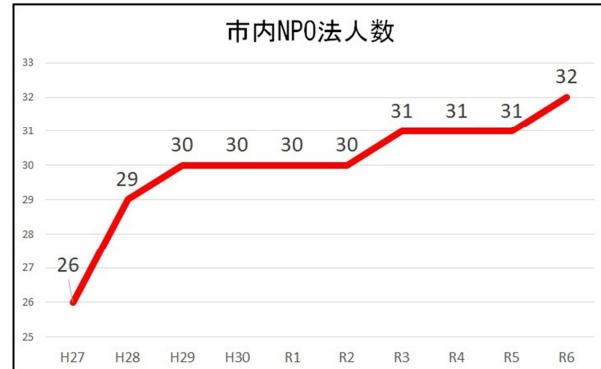
まちづくりの主役である市民が、主体的にまちづくりに参画できるように、市民や地域、NPO 法人等の活動を支援するとともに、地域の活動拠点づくりを進めます。

###### ■現状と課題

- ・地域自治組織や NPO 法人、市民活動団体などの活動が着実に根付いています。人口減少が進む中、これからも地域に愛着と誇りを持って暮らし続けていくには、引き続き、まちづくりの主役である市民や NPO 法人等と行政が連携し、地域の課題解決や活性化、生活環境の充実に取り組む必要があります。
- ・市民活動の中核を担う中間支援組織「NPO 法人市民活動ネットワークひとサポ」が、NPO 法人や市民活動団体の活動を支援しています。また、公共交通や高齢者・障がい者福祉など、多様化する地域課題に対して、新たな公共の担い手として活躍する NPO 法人が増えています。一方で、高齢化等により自助による生活が困難な世帯が増えていることから、今後も地域の課題解決に取り組む NPO 法人の増加と、活動の場を広げていく取組みを進める必要があります。
- ・中心市街地では、市民交流センター「分じろう」、市民活動センター「十じろう」などで行われている「とおか市」や「まちなか学園祭」、「こどもまつり」などが、新たな市民活動イベントとして定着しています。今後も多様な主体が主役となったまちづくりを推進するため、各地域に「地域の拠点」を整備するなど、地域自治組織や NPO 法人、市民活動団体などの活動を引き続き支援する必要があります。



こどもパーク ASOBO の日  
(市民交流センター「分じろう」)



市内 NPO 法人数の推移(毎年 3 月 31 日現在)

## ■施策の展開

### 1. 市民活動の支援

- ① 地域自治の担い手である市民をはじめ、NPO 法人や市民活動団体などを支援し、協働のまちづくりを推進します。
- ② 「市民活動相談窓口」をまちなかステージ市民交流センター「分じろう」に設置し、市民活動を支援・推進します。

#### 【主要事業】協働のまちづくり事業

### 2. NPO 法人等の支援

- ① とおかまち応援寄附金（ふるさと納税制度）を活用し、NPO 法人の活動を支援します。
- ② 市民活動の中間支援組織である「NPO 法人ひとサポ」と連携し、地域や社会の課題解決に向けて取り組む市民や団体等を支援します。

#### 【主要事業】NPO活動支援交付金

### 3. 市民活動の拠点づくり

- ① 市民交流センター「分じろう」、市民活動センター「十じろう」などを拠点とした市民活動の支援をはじめ、地域自治組織と連携して地区公民館の「市民センター」化を図るなど、地域における市民活動の拠点づくりを進めます。

#### 【主要事業】まちなかステージ管理運営事業、地区公民館の市民センター化（再掲） 市民センターの改築（新）

## ■まちづくり指標

項目	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
市民活動相談窓口（ひとサポ）の対応件数	44 件	50 件
NPO 活動支援交付金の原資となるとおかまち応援寄附金の寄附額	12,335 千円	18,000 千円
地区公民館の市民センター化の件数	0 件	3 件

# 前期基本計画（案）

## 第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs  
ロゴ

### 施策45

#### 基本方針4 協働と共創のまちづくり

##### 政策2 持続可能な自治体経営で未来を創るまち

###### 施策① 柔軟で効率的な行政運営

###### ■施策の方針

行政の経営資源を最大限活用するとともに、効果的かつ効率的な行政サービスを提供するため、A I 技術の活用など行政運営におけるイノベーションや他の自治体との広域連携を推進します。

###### ■現状と課題

- 人事評価制度や人事交流、各種研修などにより職員の能力向上を図るとともに、第二次総合計画から行政改革の取組を本計画に組み込み、効果的かつ効率的な行政運営に努めてきました。今後は職員数の減少を見据えながら、新たな発想やサービスで柔軟な行政運営を行うことが必要です。
- 社会の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、単純な事務処理にはA I – O C R やR P Aなどのデジタル技術を活用し、事務処理の省力化と効率化を進めてきました。職員数の減少により人的リソースの確保が難しくなる中、今後は具体的な課題に応じて活用方法を工夫し、デジタル技術の活用能力を高めることが必要です。
- 市の情報を的確に伝えるため、「市報とおかまち」を毎月発行するとともに、ホームページやS N Sなど多媒体で積極的に情報発信を行っています。一方で、発信する情報量が増加しています。今後は、市が届けたい情報を確実に伝える工夫や、紙からデジタルへの移行もさらに進めることができます。
- 行政事務の共同処理など、互いに利益を享受できる取組について、他の自治体と連携して行政運営を行ってきました。今後は、各自治体が有する資源を共有・共同活用するなど近隣市町村との連携を一層強化するとともに、大学などとの包括連携協定を通じて、さらなる地域活性化を図ることが必要です。

##### 行政改革項目

###### 市民との協働

###### 行政運営の効率化

###### 財政運営の適正化

取組項目	施策	まちづくり指標
市民の参画と協働の推進	42	審議会などの女性委員の割合
	44	市民活動相談窓口（ひとサポート）の対応件数
地域支援の充実	44	地区公民館の市民センター化の件数

取組項目	施策	まちづくり指標
民間活力の導入	7	遊休教育財産の削減率
	45	協定締結した大学や企業などと新たに連携する取組の数
職員の意識改革と人材育成		デジタル人材育成関連研修年間参加率（延べ参加人数／総職員数）

取組項目	施策	まちづくり指標
計画的な財政運営		財政調整基金保有額（一般会計）
	46	地方債残高（一般会計）
自主財源の確保		市税（6項目）の収納率
	36	水道料金回収率（給水収益÷経常費用等） 下水道経費回収率（使用料収入÷経常費用等）

## ■施策の展開

### 1. 効果的・効率的な行政サービスの推進

- ①人事交流や専門研修を継続的に実施し、適正配置や柔軟で多様な働き方を整備することで、職員一人ひとりの力を最大限に引き出し、持続可能な行政運営を推進します。  
②効果的・効率的な自治体運営に取り組むため、行政評価の取組みをまちづくり指標の項目と一体的に推進するとともに、評価結果を各種計画策定や予算編成に活用します。

【主要事業】職員研修事業、市民アンケート、総合計画達成度

### 2. デジタル化、AI技術の導入による効率的で柔軟な行政運営

- ①業務課題に対応したデジタル化を進めるため、定期的な職員研修やトレーニングを通じてAIなどのデジタル技術や情報活用能力を高め、業務効率化や円滑な情報共有を図り、社会の変化や住民のニーズに対応できる組織づくりを推進します。

【主要事業】デジタル人材育成研修

### 3. 効果的・効率的な広報・広聴活動の推進

- ①「市報とおかまち」の掲載記事を厳選し、読みやすくするとともにデジタル化を進め、WEB上で閲覧可能とするなど、市民にタイムリーかつ的確に情報が届くよう努めます。  
②ホームページ、SNS、防災行政無線などの多媒体を連携させ、市民が情報を取得しやすい環境の整備をさらに進めます。  
③SNS等を活用して市民の意見を聴く仕組みづくりを進めます。

【主要事業】市報とおかまちの発行、情報発信の多媒体連携、市民アンケート、市民WEB調査

### 4. 広域連携・産官学連携の推進

- ①互いに利益を享受できる事務事業を他の自治体と共同で実施し、業務の効率化を図るとともに、広域的な課題の解決に努めます。  
②大学や企業などとの連携協定に基づき、地域課題の解決や地域活性化に資する事業の実施など、多様な分野での取組を推進します。

【主要事業】福祉分野における審査会等の共同設置、大学等との連携協定の取組

## ■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
デジタル人材育成関連研修年間参加率 (延べ参加人数／総職員数)	0.75	1.00
協定締結した大学や企業などと新たに連携する取組の数	—	5 (R8～12までの合計)

## 第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs  
ロゴ

### 施策46

#### 基本方針4 協働と共創のまちづくり

##### 政策2 持続可能な自治体経営で未来を創るまち

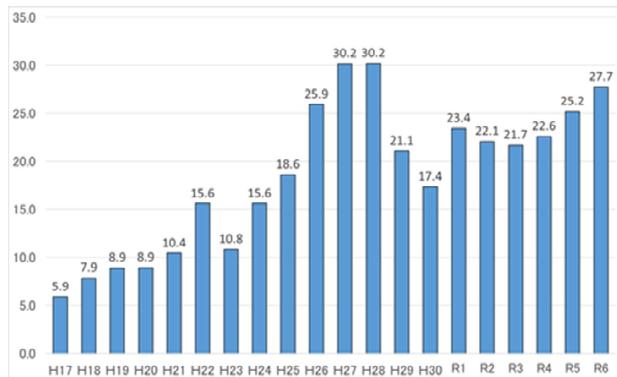
###### 施策② 健全な財政運営

###### ■施策の方針

本計画における各種施策の実現のため、財政状況の分析と予測により、有利な財源を活用しながら「健全な財政運営」を継続します。また、事業予算の「選択と集中」を図ることで、将来にわたり安定した自治体経営を推進します。

###### ■現状と課題

- これまで、時代の変化を捉えながら、市民ニーズに沿った公共投資を実現してきました。現在、その成果を民間から活用いただきなど、多様な「好影響・好循環」が生まれています。今後も、こうしたプラスの効果を市民と共有しながら、様々な財源の確保と健全な財政運営を継続することが求められます。
- 投資的な事業を実施するための財源の一つとして、有利な起債などを効果的に活用してきました。このため、実質公債費比率は、国の判断基準の範囲内で比較的高い数値で推移する見込みです。一方で市債の新規発行額の適正管理により地方債残高は順調に減少しています。今後も計画性を持ちながら市債の発行額と償還額のバランスをコントロールしていくことが重要です。
- 借地料は合併後のピーク時から半減しています。また、当初の役割を終えた施設は、解体するだけでなく、民間への譲渡や大地の芸術祭の拠点施設としても有効活用されています。今後も、公共施設全体の予防保全に努めるとともに、配置の適正化や遊休施設の活用が求められます。
- 滞納者への早期の接触や丁寧な交渉、及び租税の徴収実績の積み重ねにより、新潟県から連続して表彰を受けてきました。今後も現状の収納率を安定的に維持していくことが必要です。一方、長年続いた不景気などにより、滞納の長期化・広域化する案件が増加傾向にあります。このため、新潟県地方税徴収機構や近隣自治体との連携を一層強化し、滞納繰越分の減少を目指すことが必要です。また、市内の小中学校、高等学校で「租税教室」を実施するなど、幅広い世代に対して納税意識の高揚を図ることも重要です。



財政調整基金残高の推移（億円）



高等学校における租税教室

## ■施策の展開

### 1. 持続可能な財政運営

- ① 市税やふるさと納税などによる財源の確保と財政調整基金をはじめとする各種基金の適正管理を継続しながら、持続可能な財政運営に努めます。
- ② 効果的な事業実施のため、交付税措置率の高い有利債を活用するなど、市債の適切な管理に引き続き努めます。
- ③ 新たな財源の確保にも取り組みながら、事業予算の「選択と集中」により必要な予算措置を行うことで、本計画における各種施策の実現につなげます。

### 2. 公共施設等の適切な管理と借地負担の軽減

- ① 公共施設等総合管理計画に基づき計画的に改修を行い、施設の機能を維持するとともに事業予算の平準化を図ります。
- ② 遊休施設の売却や貸付けにより民間投資を呼び込み、税収の増加につなげます。
- ③ 公共施設の借地料負担を軽減するため、地権者との交渉を進め、借地の解消や借地料単価の引下げに努めます。

### 3. 収納率の安定的維持と納税意識の高揚

- ① 引き続き、市税の適正な課税に努めるとともに、新潟県や近隣自治体と連携して滞納整理に取り組み、収納技術の向上を図ります。また、滞納処分によるインターネット公売やSMS\*活用による納付の催促など、より積極的に取組みます。
- ② 税務署など関係団体と協力し、児童・生徒を対象とした「租税教室」や、市民を対象とした「出前講座」を継続的に実施します。さらに、SNS\*をはじめとする多様な媒体を活用した広報活動を展開し、市民の納税意識の一層の向上を図ります。

【主要事業】県などとの連携による収納技術の習得・向上、デジタル技術を用いた納付の催促、「租税教室」や「出前講座」の継続実施

## ■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
財政調整基金保有額（一般会計）	27.7 億円	30 億円
地方債残高（一般会計）	397.1 億円	240.2 億円未満
市税（6項目）の収納率	98.0%	98.5%